

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 外58名

被告 沼津市長 頼重秀一

## 証拠説明書(16)

令和7年2月12日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係

御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐竹俊之  
同 弁護士 石井光太  
同 弁護士 近藤麻衣



号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲80	沼津市清掃プラント基幹改良事業に係る外原区役員への説明会概要 (写し)	平成11年8月19日	清水町生活環境課長	清水町生活環境課長が、覚書の新しい施設の他への移転約束は生きていると発言している事実
甲81	沼津市新ごみ焼却場建設説明会議事録 (写し)	平成23年8月22日	清水町	被告栗原市長(当時)が昭和49年当時の約束を、行政の連続という観点からも重い約束であると認識し、清水町長も、昭和49年井出市長と外原区区長とのや悪即事があるということを認識していた事実。
甲82	沼津市の新ごみ中間処理施設の建設に係る区役員との意見交換会の開催について (写し)	平成25年8月8日	清水町	沼津市生活環境部長も清水町地域振興課長も、昭和49年当時の覚書による約束が交わされたことを、前提としている事実。